

IV 自然環境の保全と整備

1 国立公園の管理

(1) 上信越高原国立公園

上信越高原国立公園は、昭和24年9月7日に、浅間、菅平、志賀、草津の代表的な4つの高原と谷川岳一帯及び苗場山が指定され、さらに昭和31年7月10日に妙高・戸隠地域が拡張されました。

公園区域及び公園計画の見直し作業は、「谷川・苗場」、「志賀高原」、「須坂・高山」、「草津・万座・浅間」、「妙高・戸隠」の5地域に分け実施しています。当初指定地域では「草津・万座・浅間」が平成19年に、「須坂・高山」が平成22年に再検討が終了しました。引き続き「谷川・苗場」、「志賀高原」の順で見直し作業を推進することとしており、平成22年度には「谷川・苗場」の自然環境等に関する基礎的な情報の収集・整理を行いました。

「妙高・戸隠」地域は、平成22年に第4回点検が終了しました。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに同公園では、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民や団体等により、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進することを目的として、グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全事業）により、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、外来種対策事業、清掃活動事業を行いました。

他方、同公園では、多様な主体の参画による公園管理を実現するため、草津・万座・浅間地域において平成19年度から20年度に実施した、参加型管理運営体制検討調査業務の成果を管理計画の策定に反映し、平成22年に草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域について管理計画を改定しました。国立公園の自然風景地の保護及び管理を担う公園管理団体として、平成20年3月にNPO法人浅間山麓国際自然学校が環境大臣から指定され、浅間地域で業務を実施しています。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、国立公園の主たる利用拠点の集団施設地区である万座、鹿沢、笹ヶ峰、五最杉を中心に整備しているほか、「谷川・苗場」においては苗場山の登山道、「志賀高原」においては山岳トイレ、「妙高・戸隠」においては火打山及び妙高山の登山道の整備を実施しています。「草津・万座・浅間」においては、施設整備を計画的かつ効果的に推進するための中長期計画（地域整備計画）を、万座集団施設地区においては既存施設の再整備等を集中的に実施するための基本計画を、それぞれ平成22年度に策定しました。

表 1 上信越高原国立公園における許認可等の件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	43 件	48 件	110 件	123 件
事業の認可等の件数	84 件	71 件	73 件	72 件

表 2 上信越高原国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 19 年度	187,300	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、鳥居峠四阿山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 20 年度	164,500	苗場山登山線歩道、本白根線歩道、志賀山周回線歩道、根子岳登山線歩道、笹ヶ峰高谷池線歩道ほか
平成 21 年度	151,882	苗場山登山線歩道、菅平四阿山線歩道、新鹿沢旧鹿沢線歩道ほか
平成 22 年度	108,900	苗場山登山線歩道、妙高連峰縦走線歩道、志賀山周回線歩道ほか

※事業費については、新潟県への施行委任事業分を含む

〈平成 23 年度の施策〉

「谷川・苗場」の公園計画については、前年度までに収集・整理した情報等をもとに見直し案をとりまとめ、関係行政機関等との調整を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、外来種対策事業、清掃活動事業、火打山に生息するライチョウの保全を目的とした調査を実施します。

さらに、平成 22 年度まで重点的に施設整備を行ってきた登山道についても、引き続き自然環境の保全に十分配慮して整備を行うほか、「草津・万座・浅間」においては、平成 22 年度に策定した地域整備計画に沿って施設整備を推進します。

(2) 中部山岳国立公園

中部山岳国立公園は、昭和 9 年 12 月 4 日に指定されました。公園区域及び公園計画の見直し作業（第 1 回点検）は、平成 17 年度に終了し、平成 20 年度からは中部山岳国立公園南部地域（上高地地域、乗鞍地域、飛騨地域）を対象に管理計画策定作業を進めており、平成 21 年度に素案（事務所案）を作成しています。

また、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可等の審査を行っており、当該申請に係る事前調整・指導を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、利用者に対し安全で快適な利用を提供するための登山道維持管理作業や、オオハンゴンソウ等の外来種対策事業や清掃活動事業を行いました。

上高地は、平成 16 年度から観光バスの一部乗り入れ規制を行い新たな局面を迎えているほか、インバウンドの推進により増加する外国人利用者への対応及び上高地内における利用者と人慣れしたニホンザルに代表される野生動物との適切な関係の構築が求められています。

同公園内の施設整備については、国立公園の保護及び適正な利用を図るため、集団施設地区の上高地、乗鞍及び立山において、安全・安心に配慮した整備を実施するとともに、利用上特に重要な路線での登山道整備を推進しています。

表 3 中部山岳国立公園における許認可等の件数

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	75 件	63 件	145 件	153 件
事業の認可等の件数	89 件	77 件	54 件	55 件

表 4 中部山岳国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 19 年度	325,800	中俣長梅線歩道、室堂園地、島々明神線歩道、上高地園地、乗鞍高原園地ほか
平成 20 年度	338,700	弥陀ヶ原園地、蓮華温泉朝日岳線歩道、河童橋明神池線歩道、乗鞍高原園地ほか
平成 21 年度	705,930	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地、島々明神線歩道ほか
平成 22 年度	566,150	樺平博物展示施設、蓮華温泉朝日岳線歩道、沢渡園地ほか

※事業費については、新潟県、長野県、富山県への施行委任事業分を含む

〈平成 23 年度の施策〉

中部山岳国立公園南部地域の管理計画については、平成 23 年度中にパブリックコメントを実施し、策定します。

自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業については、登山道維持管理作業を引き続き行うとともに、ボランティア等も活用したオオハンゴンソウ駆除等の外来種対策事業や、清掃活動事業を実施します。

人と地球にやさしく、安全・安心に配慮した集団施設地区を目指し、上高地、立山において園地整備を実施するとともに、上高地のシャトルバス入口に当たる沢渡地区において、観光バス乗り入れ規制に対応した整備を引き続き関係市と協力して実施するとともに管理運営体制を構築し、国立公園核心地域へのゲートとしての機能の拡充を図ります。上高地においては、将来的なビジョンを検討し、周辺の登山道も含め、地域における協働体制を構築していくほか、平成 22 年度に定めた冬期の利用管理方針の周知、徹底を図り、冬期利用の適正化を進めます。

また、地域の関係者と連携して、立山室堂の積雪期利用の適正化を図っていくとともに

に、環境省所管地となっている地獄谷の適正な管理について、学識経験者等の意見も聴きつつ、監視装置や監視体制等の検討、対応を進めます。

さらに、近年中部山岳国立公園の山岳地域において、従来見られなかったシカ、イノシシ等が確認され始めていることから、実態の把握、対応策の検討などに着手します。

(3) 白山国立公園

白山国立公園は、昭和 37 年 11 月 12 日に国立公園に指定され、平成 21 年 10 月に公園区域及び公園計画の見直し作業（第 2 回点検）が終了し、平成 22 年 12 月に白山の外来植物対策を中心とする生態系維持回復事業を追加しました。これに関連して、今年度より白山国立公園内の外来植物の分布状況を把握する現地調査などを実施し、有識者や関係機関が参画する検討会を立ち上げ、情報の共有を図りながら外来植物に対する取組を連携して進めています。

また、平成 21 年度に引き続き同公園区域及び公園計画の見直し作業（第 3 回点検）に向け現地調査及び関係機関との調整協議を実施しました。

一方、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、安全で快適な利用を確保するための登山道維持管理作業や、白山国立公園に人為的に持ち込まれたと考えられているコマクサの取扱いについて検討するコマクサ対策事業等を行いました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、白山の主要な登山道について登山道整備を計画的に継続してきたほか、一部の園地整備を平成 18 年度、20 年度及び 21 年度に、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を平成 19 年度及び 20 年度に、それぞれ実施しました。平成 22 年度には、登山者の安全性・快適性の向上のための避難小屋・公衆便所、低地性外来植物の拡散防止及び登山口における交通渋滞を緩和するための駐車場舗装化をそれぞれ実施しました。

表 5 白山国立公園における許認可等の件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
行為の許可等の件数	47 件	41 件	65 件
事業の認可等の件数	15 件	13 件	9 件

表 6 白山国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成 20 年度	108,000	白山大白山線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道、根倉谷園地ほか
平成 21 年度	379,200	別当出合弥陀ヶ原線歩道、白山南山稜線歩道、高飯場南竜ヶ馬場室堂線歩道ほか
平成 22 年度	230,100	白山大白山線歩道、白山室堂園地、中宮温泉博物展示施設ほか

※事業費については、石川県への施行委任事業分を含む

〈平成 23 年度の施策〉

公園計画については、平成 23 年度秋の中央環境審議会に諮問するべく、公園区域及び

公園計画の見直し作業（第3回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成23年度のグリーンワーカー事業は、赤兎山登山道維持修繕作業及びコマクサ対策事業を引き続き実施します。生態系維持回復事業では、平成23年1月に策定された白山生態系維持回復事業計画に基づき、ボランティア等の参加を得てオオバコ等の駆除や予防対策を実施します。石川県及び環白山保護利用管理協会は、同事業計画に基づいて生態系維持回復事業を実施するために自然公園法に基づく確認、認定を受けており、関係機関、団体と連携して取組を実施します。

さらに、人と地球にやさしい集団施設地区を目指し、中宮温泉及び市ノ瀬ビジターセンターの改修を進めるとともに、人と自然が共生する国立公園として、生態系の保全と利用の適正化の推進の両方に配慮した登山道等の整備を行います。

(4) 伊勢志摩国立公園

伊勢志摩国立公園は、昭和21年11月20日に国立公園に指定され、平成22年度より海域公園地区の指定候補地を選定するために「海域資源調査事業」を実施し、その結果を踏まえながら、伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第6回点検）を進めています。

一方、同公園の保護及び適正な利用を進めていくため、自然公園法に基づく各種行為や公園事業に係る許認可審査（事前調整・指導を含む）を適切に行いました。

さらに、同公園におけるグリーンワーカー事業として、地域との協働により実施する公園内の清掃活動及び展望を阻害している樹木等の伐採・剪定を行う景観保全事業、相賀浦阿曾浦線自然歩道の維持修繕事業、横山周辺の特定外来植物オオフサモ等の駆除事業を行いました。

同公園内の施設整備については、公園の保護及び適正な利用を図るため、園地を含む横山集団施設地区を平成18年度～22年度に、近畿自然歩道の一部を平成19年度及び20年度にそれぞれ整備しました。また、国立公園の主要な入口における情報提供施設となるエントランス整備事業を実施しました。

表7 伊勢志摩国立公園における許認可等の件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行為の許可等の件数	141件	117件	104件
事業の認可等の件数	9件	10件	1件

表8 伊勢志摩国立公園における国立公園整備事業費の推移

	事業費 (単位：千円)	公園事業名
平成20年度	16,500	近畿自然歩道
平成21年度	26,000	横山集団施設地区、エントランス
平成22年度	32,200	横山集団施設地区、近畿自然歩道

〈平成 23 年度の施策〉

公園計画については、平成 22 年度に選定した海城公園地区の各指定候補地から実際に指定する区域を検討し、指定範囲について地元関係者との調整を行います。また、必要に応じて、潜水調査等により海中の環境や生物について詳細な調査を実施します。その結果を踏まえながら、平成 24 年度秋の中央環境審議会へ諮問すべく伊勢志摩国立公園の公園区域及び公園計画の見直し作業（第 6 回点検）を進めます。

また、自然公園法に基づく許認可業務については、事前の調整・指導を適切に行い、引き続き保護及び適正な利用の推進を図ります。

平成 23 年度のグリーンワーカー事業は、これまで実施してきた清掃活動及び漂着ごみの普及啓発、展望地カルテの作成、外来植物防除対策を引き続き実施します。

さらに、人と地球にやさしい横山集団施設地区を目指し、より安全で快適な園地利用のための整備を行います。また、今年度伊勢志摩国立公園における整備計画を策定し、近畿自然歩道等の直轄化を推進します。

2 自然とのふれあいの推進

上信越高原国立公園の「志賀高原」においては、信州大学志賀自然教育園より講師を招聘し、4月29日の「昭和の日」に自然観察会を開催しています。

また、伊勢志摩国立公園においては、中部地方環境事務所、三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市及び南伊勢町から成る伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携しながら自然観察会等の自然ふれあい活動が実施されています。

白山国立公園においては、白山核心部に利用者が集中しており、石川県が自然解説研究会に委託する等してこれらの利用者を対象とした自然ふれあい活動が推進されてきましたが、中部地方環境事務所では白山国立公園の幅広い魅力をアピールすることを通じて利用の分散化・適正化を図るため、平成 20 年度からは核心部から離れた白山山麓地域をフィールドとして、白山の魅力をアピールする自然観察会を始めました。

これらの自然ふれあい行事は、特に、毎年、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）、「自然に親しむ運動」（7月21日～8月20日）、「全国・自然歩道を歩こう月間」（10月）等において重点的に実施しました。

さらに、上信越高原国立公園の「妙高」「鹿沢万座」の2地区でそれぞれ49人と28人、中部山岳国立公園の「上高地」で50人、伊勢志摩国立公園で35人、白山国立公園で13人のパークボランティアが登録されており、ボランティアに対する活動の支援を実施しました。平成 20 年度には上信越高原国立公園の「妙高」及び「白山国立公園」で、平成 21 年度には上信越高原国立公園の「鹿沢万座」のパークボランティア運営基本計画を改定し、活動内容等を見直しを行っています。

各国立公園において、自然保護官等の指導・協力の下、小中学生に「子どもパークレンジャー」を実施し、上信越高原国立公園の「妙高」では、雪上観察会を、白山国立公園では白山スーパー林道の施設パトロールや利用者へのインタビュー、ブナオ山観察舎の冬鳥の観察等を、伊勢志摩国立公園では神宮の森の自然観察や海ほたるの観察・調査を実施し、自然環境の大切さ等を学ぶ機会を提供しました。

また、10名のアクティブレンジャーが、国立公園内で行われている地元等主催の各種自然観察会において、講師として参加しました。

〈平成23年度の施策〉

前年度に引き続き、自然観察会、子どもパークレンジャーの充実を図ります。

また、特に「みどりの月間」、「自然に親しむ運動」及び「全国自然歩道を歩こう月間」に重点を置きながら、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会と連携して自然ふれあいの推進を行うほか、白山国立公園の自然観察会については、白山山麓の各地域において、多様な主体の参画を呼びかけて実施します。

また、中部山岳国立公園「上高地」では、パークボランティアの活動運営基本計画を改定し、活動内容の見直しを行います。この他にも、パークボランティアへの活動支援として、「上高地」「妙高」「鹿沢万座」の3地区においてパークボランティア対象の研修会を実施します。

3 エコツーリズムの推進

中部地方において、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方であるエコツーリズムの一層の普及・定着を図るため、環境省本省と連携しながら情報発信をしてきました。

エコツーリズム推進のため、エコツーリズムを実践する地域や事業者の環境への配慮や地域づくり等の優れた取組を表彰し、更なる質の向上や継続への意欲につなげるとともに、関係者の連携、情報交換等による連帯意識の醸成を図ることを目的として実施している「エコツーリズム大賞」については、中部地方環境事務所管内から、社団法人若狭三方五湖観光協会と特定非営利活動法人霧ヶ峰基金が第6回特別賞を受賞しました（平成22年度）。

平成20年4月に施行されたエコツーリズム推進法第5条に基づく協議会として、平成20年度以降、長野県茅野市による「茅野エコツーリズム協議会」（平成20年6月）、三重県鳥羽市による「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」（平成22年7月）、群馬県みなかみ町による「谷川岳エコツーリズム推進協議会」（平成22年12月）が設立されました。特に「鳥羽市エコツーリズム推進協議会」では、協議会の他、普及啓発部会及び循環連携部会に分かれて取組を進めてきた結果、地元住民、関係主体に幅広くエコツーリズムの取組を理解してもらうため、平成23年3月に「鳥羽エコツーリズム宣言」を策定し、公表しました。また、「谷川岳エコツーリズム推進協議会」では、協議会設立へ向けて平成20年12月以降同協議会設立準備会を4回開催し、協議会設立と併せて「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリズム推進全体構想の作成を進めてきました。

また、エコツーリズム推進法に基づく取組を、生物多様性条約COP10の開催を契機として全国的に拡大するため、7月14日に「全国エコツーリズムセミナー in 鳥羽」を自然環境局自然ふれあい推進室との共催で開催しました。同セミナーには環境大臣も参加し、事業者や自治体等におけるエコツーリズム取組事例紹介、エコツーリズムの推進

による地域の活性化等に関する講演、環境省のエコツアーリズム関連施策に関する説明を行いました。

これらの他に、「都市と農山漁村の共生対流会議」（東海農政局主催）、観光立国推進東海地区省庁連絡会議（中部運輸局主催）等の関係省庁による連絡会議の場において、エコツアーリズム施策について理解を呼びかけました。

〈平成 23 年度の施策〉

上記の 3 つのエコツアーリズム推進協議会における全体構想の作成や今後の取組について、積極的に支援していきます。

さらに、平成 23 年度から始まる地域コーディネーター活用事業（エコツアーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の協議会に対する活動の経費の一部支援に係る交付金）を利用し、「エコツアーリズム推進法」に基づく、中部地方におけるエコツアーリズムの一層の推進を図ります。

4 その他

（1）自然再生等

八ヶ岳中信高原国定公園の霧ヶ峰では、草原景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための霧ヶ峰自然環境保全協議会が平成 19 年 11 月に発足し、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加するとともに、同協議会に属する部会の 1 つである「“彩り空間” 形成・施設整備部会」の部会長の任に当たり、霧ヶ峰における景観形成、施設整備、利用対策等の基本計画の取りまとめを行いました。

平成 21 年度には、前年度に引き続き「地方の元気再生事業」に霧ヶ峰自然環境保全協議会と諏訪市の「霧ヶ峰“彩り草原空間” 構築プロジェクト」が選定され、同プロジェクトに最も関係する省庁である環境省の委託事業として実施されました。

また、同じ八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原においても、景観及び湿原の保全と適正利用を検討するための美ヶ原自然環境保全協議会が設置されており、長野自然環境事務所は協議会の構成員として参加しています。

伊勢志摩国立公園内の英虞湾では、真珠養殖の作業に伴う環境負荷、干拓等による干潟の消失、生活廃水の流入等により、海底に汚泥が堆積する等、底質の汚染が深刻化しており、志摩市により平成 20 年 3 月に設立された英虞湾自然再生協議会に中部地方環境事務所はオブザーバーとして参加しています。

ラムサール条約登録湿地である福井県三方五湖においては、福井県との協働の下、平成 20 年度より、当該地の自然再生の取組を支援しています。平成 22 年度は、平成 21 年度に作成した環境教育プログラムを用いて、三方五湖周辺の小学校教員へのプログラム活用方法の指導、小学校の総合学習における先生の指導補助を実施しました。また、三方五湖とその周辺に生息、生育する生き物を紹介するポスターを 3 種類作成し、地元住民の自然再生への意識を高めることができました。

石川県羽咋海岸においては、石川県、羽咋市、志賀町との協働の下、平成 21 年度より、イカリモンハンミョウ（絶滅危惧種 I 類（CR+EN））等に代表される海浜生態系の自然再

生を目的とした業務を実施しています。平成 22 年度は、当該地の生物調査、地元住民の方と意見交換するための座談会、地元小学校での出前授業等を実施しました。それらの結果を踏まえ、地元住民、有識者、環境省、石川県、地元市町から成る検討会を 2 回開催し、当該地の自然再生を進めていく上での課題とその対策についてまとめることができました。

〈平成 23 年度の施策〉

霧ヶ峰自然環境保全協議会及び美ヶ原自然環境保全協議会には引き続き構成員として参加します。特に、霧ヶ峰自然環境保全協議会においては、平成 22 年度に引き続き「霧ヶ峰“彩り草原空間”構築プロジェクト」「美ヶ原焼山バス停付近の立木伐採」が実施されることから、事業の推進に協力し、必要に応じて、助言・情報提供を行います。

また、自然再生情報連絡会議に参加し、全国の自然再生に係る情報把握に努めます。英虞湾自然再生協議会には引き続きオブザーバーとして参加し、協議会の動向を見守るとともに、必要に応じて、助言・情報提供を行います。

福井県三方五湖については、自然再生推進法に基づく法定協議会設立を予定しており、中部地方環境事務所も協議会メンバーに加わる予定です。また、福井県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

石川県羽咋海岸については、石川県と協働し、当該地の自然再生の取組を支援します。

また、新たに自然再生協議会を設立する地域がある場合には、必要に応じて助言・情報提供を行っていくほか、北陸・中部ブロック自然再生推進法関係行政機関連絡会議に参画し、北陸・中部ブロック内での自然再生に係る情報・意見交換を図っていきます。

自然環境の保全と整備関連の主な業務の件数

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			長野		長野		長野		長野
(1)	国立公園の保全・整備								
	① 公園計画の点検・見直し	3	2	4	2	5	2	4	3
	② 公園事業の決定・変更・廃止	2	2	120	120	15	1	14	14
	③ 公園内直轄整備状況(発注件数)	56	36	42	29	63	29	52	31
	④ 公園内巡視・調査	204	36	314	150	268	150	274	150
	⑤ 公園事業承認・届出	194	173	172	148	149	126	137	127
	⑥ 公園事業事前指導	352	268	234	148	238	165	222	186
	⑦ 行為許可・届出	291	123	299	111	433	275	445	276
	⑧ 行為許可事前指導	678	197	736	210	842	435	734	414
	⑨ グリーンワーカー事業(事業件数)	48	40	46	40	37	29	29	20
	⑩ 公園管理計画の改訂	2	2	0	0	0	0	1	1
	⑪ 管理計画の作成・見直し	2	2	3	2	4	2	1	1
	⑫ 公園内直轄施設維持管理(発注件数)	14	14	29	22	77	32	67	33
(2)	森林・緑地の保全等関係機関との調整								
	① 関係行政機関との協議、連絡会議等	153	83	151	91	264	93	254	112
	A. 関係行政機関との協議	85	60	89	70	195	70	181	86
	B. 地方連絡会議等	48	3	35	3	23	3	18	4
	C. 各種行事出席	44	20	44	18	46	20	55	22
(3)	自然とのふれあい施策								
	① 自然ふれあい行事の実施	251	110	133	73	129	85	65	34
	② 自然ふれあい行事の参加者	3,744	1,775	2,944	1,684	2,087	1,275	1,636	936
	③ 子どもパークレンジャー	27	4	15	3	14	2	6	1
	④ エコツアー普及等事業	0	0	10	1	18	0	23	0
	⑤ パークボランティア研修会	5	3	4	3	3	3	2	1
	⑥ 自然公園指導員連絡会議・研修会	4	3	2	0	1	1	0	0
	⑦ 自然公園大会	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑧ 自然ふれあい行事への参加	2	2	2	2	2	2	8	8
	⑨ 里地里山保全関係	7	0	9	0	8	0	9	0
	⑩ 生物多様性保全関係	29	0	151	0	269	0	345	0
(4)	国有財産(環境省所管)の管理								
	① 土地、施設の使用許可・更新、測量・登記業務	91	91	187	187	187	187	188	187
	A. 土地、施設の使用許可	5	2	106	106	104	104	106	105
	B. 土地、施設の使用許可内容更新手続	2	2	3	3	4	3	5	4
	C. 土地、施設の使用許可地の返地手続	1	1	0	0	2	2	4	4
	D. 土地、施設の使用許可に係る債権発生通知事務	72	68	79	75	79	75	76	72
	E. 国有財産の用途廃止	3	3	3	3	1	1	3	1
	F. 国有財産の取扱及び事務処理上の指導事務	15	15	0	0	0	0	0	0
	G. 所管地境界確定測量業務(打合せを含む)	0	0	0	0	1	1	0	0
	H. 所管地登記事務	0	0	0	0	1	1	1	1
	I. 施設整備に伴う補償関係業務	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	自然再生推進法関連								
	① 自然再生協議会の開催等	0	0	3	3	2	2	8	2
	A. 自然再生協議会の開催等	0	0	0	0	0	0	0	0
	B. 地元との調整	0	0	3	3	0	0	3	0
	C. 事業進捗状況の確認	0	0	0	0	2	2	5	2

※「長野」とは、長野自然環境事務所管内の件数で内数である。